

令和 3 年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 4 年 1 月 13 日

担当部・課：河北総合支所市民福祉課〔内線 151〕

福祉部福祉総務課〔内線 2454〕

① 件 名
石巻市後谷地老人憩の家の廃止及び無償譲渡について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 高齢者の心身の健康保持、福祉の増進を図ることを目的として設置している老人憩の家は、地区住民の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。 平成 18 年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する地元自治会等が指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。 今般、石巻市行財政改革推進プラン 2025 等に基づき廃止及び無償譲渡について地元と協議した結果、合意に達した。</p> <p>【目的】 当該施設を地元の地縁団体に無償譲渡することにより、地域コミュニティの更なる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 石巻市老人憩の家条例（平成 17 年条例第 154 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 6 章 市民の声共鳴し市民と行政が共に創るまち 第 2 節 持続可能な行財政運営の推進 3 公共施設の維持管理経費を節減する</p> <p>石巻市行財政改革推進プラン 2025 基本目標 3 業務の最適化と経費削減 10 公共施設等総合管理計画の推進</p> <p>石巻市公共施設等総合管理計画 第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 第 3 節 集会所・地域コミュニティ施設</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 2 年 10 月 無償譲渡に関する要望書（後谷地自治会より）受理 令和 3 年 10 月 地縁団体「後谷地自治会」設立 11 月 譲渡に当たって必要な屋根塗装その他修繕着手（令和 4 年 3 月完了予定）</p>

⑤ 主な内容		
【施設概要】		
	区 分	後谷地老人憩の家
建 物	位置	石巻市小船越字舟形20番地3
	設置年月	昭和58年12月
	建設費	9,603千円
	構造	木造平家建
	延床面積	134.98㎡
土 地	面積	849.26㎡
	取扱い	市有地のため無償貸付契約
参 考	年間維持費（令和2年度）	291千円
	年間利用者（令和2年度）	392人
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
【影響・効果】		
<p>地元の地縁団体が所有・管理することにより、地域活動の拠点施設として効果的に活用されることが期待され、地域コミュニティ活動の一層の推進と地区住民の自治意識の高揚が図られる。</p> <p>※当該施設は、厚生労働省所管老人憩の家設置事業費補助金を財源として建設されたものであるが、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号」に基づく厚生労働大臣が定める財産の処分の制限が適用される期間（24年）が経過しており、処分に係る申請等は要しない。</p> <p>【市財政への負担】（令和3年度当初予算） 修繕料 5,100千円（一般財源）</p>		
⑦他の自治体の政策との比較検討		
⑧今後の予定及び施行予定年月日		
令和4年2月	市議会第1回定例会に石巻市老人憩の家条例の一部改正及び財産の無償譲渡について提案（施行予定年月日：令和4年4月1日）	
3月	当該施設及び敷地を普通財産として所管換え 市有財産譲渡契約の締結	
4月	地縁団体へ無償譲渡	
⑨その他		
<p>条例上の位置は石巻市小船越字舟形22番地1であるが、国土調査による成果で20番3に地番変更している。</p>		